

静岡文化芸術大学文化・芸術研究センター長の任期及び選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡文化芸術大学学則第8条の規定に基づき、静岡文化芸術大学文化・芸術研究センター長（以下「センター長」という。）の任期及び選任に関し、必要な事項を定める。

(任期)

第2条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(選任の事由)

第3条 センター長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長の職にある者が定年退職するとき。
- (3) センター長の辞任を理事長が承認したとき。
- (4) 前各号以外の理由によりセンター長が欠員となったとき。

(選考の基準)

第4条 センター長は、人格、識見ともに優れ、かつ、教育及び研究等において指導力を発揮し得る能力を有し、センター長としての職務を掌理し得る者でなければならない。

(選考及び任命)

第5条 学長は、前条に定めるセンター長の選考基準に従って、センター長候補者を選考し、理事長に申出を行う。

- 2 理事長は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第73条の規定により、前項の規定による学長からの申出があったセンター長候補者を選考し、役員会の意見を聴いて、センター長の任命を行う。

(委任)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の制定後最初に行われるセンター長の任命については、第 5 条に規定する選考手続に基づくことを要しないものとし、理事長が任命する。